

杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する
取扱要綱細則

制定 平成27年10月 1日

(目的)

第1条 杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、この細則を定める。

(不正調査委員会)

第2条 要綱第4条第2項第6号の不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員は、学外の弁護士又は公認会計士等を含むものとする。

2 前項の委員は、本学並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査報告等)

第3条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等を定め、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項により報告を受けた内容を配分機関に報告のうえ協議するものとする。

4 調査委員会は、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し学長に報告するものとする。

5 学長は、前項の報告を受け、配分機関へ報告するものとする。

(調査中における公的研究費の一時的執行停止について)

第4条 調査委員会は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の執行停止を命ずることができる。

(措置)

第5条 学長は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。

2 学長は、前項のほか、調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をするものとする。

3 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

附 則

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。